

「マイナンバー制度」が導入されます・・・平成 28 年より開始

最近テレビCMでよく見かけます「マイナンバー制度」が来年より開始されます。この「マイナンバー制度」（社会保障・税番号制度）は、社会保障・税制度の効率化・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として導入されるものとのことです。

【1】 個人番号・法人番号

マイナンバー制度において使用される個人番号・法人番号は平成 27 年 10 月から通知され、平成 28 年から順次利用が開始されます。

① 個人番号

個人番号は 12 けたの番号で、住民票を有する国民全員・中长期在留者や特別永住者に 1 人 1 つ指定され、市区町村から「通知カード」により住民票の住所に通知されます。

② 法人番号

法人番号は 13 けたの番号で設立登記法人などの法人等に 1 法人 1 つ指定され登記上の本店所在地に通知書により通知されます。

【2】 税務関係書類への番号記載時期（主なもの）

所得税	H28, 1, 1 の属する年分以降の申告書から
法人税	H28, 1, 1 以降に開始する事業年度に係る申告書から
申請書・届出書	H28, 1, 1 以降に提出すべき申請書等から
法定調書	H28, 1, 1 以降の金銭等の支払等に係る法定調書から
扶養控除等申告書	H28, 1, 1 以降、個人番号が記載されたものを受取ります

【3】 本人確認について

① 申告書等を提出する場合

個人番号が記載された申告書等を提出する際、税務署等で本人確認がされます。

② 個人番号の提供を受ける場合

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者は、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合は、本人確認を行う必要があります。

本人確認には①個人番号カードによる確認②通知カードと運転免許証による確認などがあります